

07 財務省 非予算(特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0720010	最低製造数量基準の緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造増ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(発泡酒は6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。	709 特産酒類の製造事業	発泡酒の最低製造数量基準6,000リッターを1,000リッターに緩和する	特区が必要とされている背景 中山間地域は、農業者の減少、過疎、高齢化等により、耕作放棄地の拡大、里山の荒廃、ひいては地域活力と多面的機能の低下が深刻な問題となっており、地域活性化に資する付加価値の高い農業の展開が求められている。そのような状況の中、地域で活動するNPO法人「ゆききの里東和ふらとづくり協議会」は、道の駅を拠点としてブランド農産物の直売、農産物加工等付加価値の高い地域農業の確立を目指しているところである。また、昨年、地域内の遊休農地の解消に向け、国の補助を受け桑園等の遊休農地を開設し、今年から新規就農者等による耕作が始まることである。 開設した農地は埋せられているため、麦・粟栽培増による土作りが重要な作業となっている。また、普通畑においても収量減減、品質劣化を防ぐためにも蔬菜類の栽培だけでなく、麦・豆類の栽培、落ち葉等の里山資源を取り入れた耕作が望ましいとされている。しかしながら、麦・豆類の価格が安く農家所得につながらず、また、里山が荒廃しているため取り組まれない。このため、農家自身が、耕作等で栽培された麦と里山保全により得られるカラライソソからビール(法律上は発泡酒)を製造することにより、中山間地域における付加価値の高い持続可能な農業を目指す必要がある。 小規模農家が農産加工として酒類の製造に取り組む場合、酒税法の最低製造数量基準(発泡酒:6,000リッター)が設定されていることにより、過大な設備投資が必要となる等大きな障壁となっているため、特区においては、数量基準の緩和をお願いしたい。 代替措置 対象となる事業者が限定されること、発泡酒やビールは製造工程が複雑なため密造に懸念が少なく、密造が違法であることが社会的常識として広まっていることから規制緩和による密造の横行の懸念は考えている。			酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒類を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に計算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。 この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類が限定されているところである。 現行の対象酒類(果実酒、リキュール等)は、比較的簡易な設備で製造可能なものであるが、発泡酒については、提案者のご指摘のとおり、対象酒類に比べ製法が複雑であり、一定の設備が必要となること等を勘案して、対象酒類とされていないものである。 なお、自ら生産した麦等を原料とした発泡酒を販売したいというご提案であれば、例えば、既に全国各地に存在している「地ビール」「地発泡酒」の製造業者から自ら生産した麦等を提供し、製造委託することは可能である。	右の提案主体の意見及び現在認められている対象酒類があることを踏まえ、発泡酒の特例の適用について再度検討し、回答されたい。	酒税確保、密造防止は重要と認識しており、確実な納税、密造防止に配慮している。採算については、一仕込毎に利益が出るよう計画しており、1,000L製造でも納税は十分可能である。密造については、先行する特区において密造が横行していない事実から、提案の特区ができて問題ないと考えられる。 回答では、「一定の設備が必要となること等を勘案して、対象酒類とされていない」とあるが、その一定の設備を設けて密造を防止する観点から発泡酒も対象酒類として頂きたい。尚、原料供給ではなく自ら加工・流通に関与付加価値を付けることが6次産業化の要であることから委託製造については検討していない。		1 0 1 0 0 1 0	個人	福島県	財務省
0720020	「趣味のさけ 手づくり特区」の新設 酒類の製造免許の要件緩和	酒税法第7条第2項 酒税法第10条第12号	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造増ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(清酒は60キロリットル、その他の醸造酒は6キロリットル、ビールは60キロリットル、果実酒は6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。酒類の製造免許の申請があった場合において、当該申請者が酒類の製造について必要な技術的能力を備えていないと認められる場合は、酒類の製造免許を与えないことができる。		特区内では、誰もが、どこでも自由に酒づくりを楽しむことができるようにするため、酒税法第7条第2項の数量規定を適用しないこととする。また、酒税法第10条第12項の技術的能力及び製造設備についての基準を緩和する。	「趣味のさけ 手づくり特区」では住民や旅行者なども誰もが、自宅や研修施設などどこにおいても、自由に酒づくりを楽しむことができる。酒の酒類は清酒、どぶろく、ビール、ワインとする。 【提案理由】 (1)新奇性で需要開発と町おこし 「酒は飲むだけでなく作ることもできる」 「自分で作った酒を飲むことができる」 これは今日思ひもない楽しみであり喜びである。新奇性のインパクトは新たな需要を呼びおこし、町づくりや村づくりの核となる。 (2)活動拠点「手づくりさけプラザ」 このプラザの中心は「手づくりさけ工房」である。ここではいろいろな酒を実際に作ったり、作り方を学んだり体験したりする。工房に隣接して研修、ミーティングルームもあり、また手づくりの原料や道具、本や雑誌を展示、販売するブースも設置されている。 (3)手づくり教室と発表会 「どぶろく」「清酒」「ビール」「ワイン」の4コース各1週間の手づくり教室で作り方を学び、隔月1回の作品発表会で飲み比べして出来栄を楽しむ。 (4)祭の日の「手づくりさけフェスティバル」 年一回地域の祭礼時に神社の境内などで開催する。春祭した手づくりの神酒を振舞い、また地元飲食店や小売店の協賛により常や市販酒を有料販売して賑わいを高める。 (5)関係者との連携については項目のみを掲げる。地方自治体とくに広報、町おこし、観光など、酒造会社やどぶろく特区の製造技術者、酒蔵、空き店舗、作業場、古民家、神社、小売店、料飲店、醸造試験場や酒類指導官。			酒類の製造については、酒税の保全を図る観点から、①製造者から公平に酒税の負担をお願いする必要があること、②その際、一定の規模の製造を求めることにより、滞納の発生を防止する必要があること等を踏まえて、目的の如何を問わず免許を採用し、その免許の付与にあたっては、最低製造数量基準を満たすこと等を要件としており、自家消費的の酒類製造を含め、酒類の小規模製造は原則として認めないこととする。 ご提案の「趣味の酒づくり」が地域の活性化にどのようなつながるのか明らかではないが、酒類の製造を誰に対しても自由に認めることは、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類が限定されているところである。 現行の対象酒類(果実酒、リキュール等)は、比較的簡易な設備で製造可能なものであるが、発泡酒については、提案者のご指摘のとおり、対象酒類に比べ製法が複雑であり、一定の設備が必要となること等を勘案して、対象酒類とされていないものである。 なお、自ら生産した麦等を原料とした発泡酒を販売したいというご提案であれば、例えば、既に全国各地に存在している「地ビール」「地発泡酒」の製造業者から自ら生産した麦等を提供し、製造委託することは可能である。	貴省回答において、酒税の保全を図る観点から酒類の小規模製造は原則として認めないこととあるが、本提案の主旨は、製造免許を取得し、酒税相当額を納税することを前提としたものである。右の提案主体からの意見及び補足資料を踏まえ、提案の主旨が実現できるように再度検討し、回答されたい。	「趣味の酒」はホビーであり収益や採算を問う経済活動ではない。しかし本提案書では現行法のもとで酒税保全が確保できるように設計した。すなわち「趣味の酒」を作るには製造免許を取得し、酒税(ライセンス料)を納めなければならない。ライセンス料は見えない製造の酒税相当額と手数料を合算して妥当額を設定する(例えば製造量18kg以下のライセンス料は5千円、90kg以下は1万円)のようによりはって滞納の発生、納税者の確保、税務コストなどの問題は完全にクリアできる。また地域の活動家の中には本提案の構想に期待する向きが多い。その中から(A)限界集落化する小部落と(B)社社長経験者の兼任地区を取り上げて紹介する。		1 0 1 1 0 1 0	個人	大阪府	財務省
0720030	「貨幣損傷等取締法」の適用除外による手品用コインの制作認可	貨幣損傷等取締法	法律上、貨幣を損傷し又は錆つすことは禁じられている。また貨幣を損傷し又は錆つす目的で集めることも禁じられており、これらに違反した場合には、1年以下の懲役等の罰刑が適用される。		現在、流通しているコインを加工して、手品用コインを制作することを可能とする。手品用コインであることが認識出来るような一定の要件を満たしている場合には、「貨幣損傷等取締法」の適用をしない。 現況の規制について: 「貨幣損傷等取締法」があるために、現在流通している日本のコインを加工し、手品用コインの製造をすることが禁止されている。ただし、一度製作されたものを取り締まる法律は無い。また、紙幣加工して手品用紙幣を製作することは、禁止されていない。 過去の経過: 平成19年に同様の提案をしました。その時は、「貨幣損傷等取締法」の法律により、「偽造貨幣の発生割合を海外と比較して極めて低い水準を確保している」との回答を得た。 提案理由: ○管理体制を整えた上で手品用コインを製造すれば、偽造貨幣の発生割合を海外と比較して極めて低い水準を確保することが可能である。具体的な管理体制としては、以下が考えられる。 1)手品用コインには、レーザーマーカ等で、印を付ける。 2)その印を元に、日銀、造幣局で簡単に識別が可能となる。 ○マジック用コインは現行の目的を加工して製造するため、価格がコインの額面より高くなる。そのため、購入した人が流通の目的でマジック用コインを使用することは無い。 ○今回製造を考えているマジック用コインは、流通させることが目的ではない。また、紛失・遺失等の原因により第三者に渡ったとしても、目撃者は機械での識別は容易であり、一般の取引において混乱を生じ、通貨の信頼を損なうことはない。			1 貨幣損傷等取締法(以下、取締法という)は、貨幣の損傷、錆つぷしが一般的に是認され、大量に行われる場合には、流通取引を阻害し、貨幣制度の維持も困難とする事態もあつることから、これを未然に防止する必要があるため、取締法を法律として制定する。2 提案では「管理体制を整えようとして手品用コインを製造すれば、(略)通貨の信頼を損なうことはない。」とありますが、 ① 提案の特例措置を講じたことにより、今後全国において同様の手品用コインの加工や他の工芸品への加工についての提案も容易に認定され、貨幣の損傷、錆つぷしが様々な態様の工芸品で行われるおそれがあり、取締法に基づく貨幣の損傷、錆つぷしの未然の防止の必要から適用の例外とすることは不適切であること。 ② 提案では、具体的な管理体制としてレーザーマーカ等で印を付け、その印を元に、日本銀行、造幣局で簡単に識別が可能となることとありますが、これにより手品用コインが直ちに法律上貨幣として無効となる訳ではなく、結果として手品用コインその他工芸品等が市中に流通することになり、一般の取引において混乱を生じ、通貨の信頼を損なうという問題があり、また、刻印を入れた貨幣を法律上無効としても、一般の国民が日常の取引において様々な態様で貨幣を使用中で、当該無効の貨幣と通常の貨幣(損傷した貨幣を含む)とを識別し、その取引上の効力の差異を含め明確に区別することが困難な事態も生じると考えられ、結果として、加工した貨幣が流通取引を阻害する要因となるおそれがあること。 なお、これらの問題があることを踏まえれば、貨幣の損傷等を認める特例措置を講じたことは不適切です。 3 なお、近年、都内在住のマジックショップ経営者等がマジック用コインとするための材料として貨幣を損傷する目的で行った行為について、貨幣損傷等取締法の適用が争われた東京地方裁判所の判決(平成19年(ワ)第76号)において、「同法は、日本国政府発行の貨幣に対する信用を維持し、その円滑な流通を確保するとの観点から(略)現在においても、なお一定の存在意義を有しているというべきである」と判示され、有罪となっているところです。(被告人のうち、控訴、上告した者についても、最高裁において上告が棄却(平成21年12月9日)され、一、二審判決が確定。)	貴省回答において、一般の国民が当該無効の貨幣と通常の貨幣を区別することが困難であることとありますが、本提案の主旨は、製造免許を取得し、酒税相当額を納税することを前提としたものである。右の提案主体からの意見及び補足資料を踏まえ、提案の主旨が実現できるように再度検討し、回答されたい。	○他の工芸品への加工についての提案も想定される事について。 手品用コインは、加工された部分を一般の人に貸せるものではありません。手品用コインの製造を認可しても、他の工芸品も同様に認可すべきではありません。 ○加工した貨幣が流通取引を阻害するおそれがあることについて。 日本国発行の手品用コインは、数十年前から国内で生産されたり、海外から輸入され、すでに万単位で存在しています。このことにより流通取引の阻害が、たくさん発生しているのでしょうか? ○裁判で、貨幣損傷等取締法は、存在意義を有していることについて。 硬貨の素材金属を得るため、精錬などの横行を防止する目的は、存在意義があるとおもいます。		1 0 1 2 0 1 0	有限会社クライス	岡山県	財務省	
0720040	地域の特産物である海産物(水産加工食品)を用いた酒類の製造免許に係る要件緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造増ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(リキュールは6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。	709 特産酒類の製造事業	特区の特例措置において、地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を取得した場合には、一定の条件の下、最低製造数量基準(現行6キロリットル)を果実酒については2キロリットルに、リキュールについては1キロリットルに引き下げられるが、地域の特産物は農産物に限られている。 福島である本市の特産物としてはワカメが伝統的であり、現在干しワカメを使用したリキュールの研究に取り組んでいる。 海産物(水産加工食品)においても、農産物と同様に一年間の製造見込数量が一定量に達しない場合の要件緩和を求めたい。	本市は今後10年間の市の歳出規模の縮小による地域経済への影響が懸念される中、昨年12月に「佐渡市将来ビジョン」を策定し、歳入・歳入一体改革と併せて、佐渡の「強み」を活かし、地域経済を活性化させるための成長力強化戦略を定めた。 佐渡の活性化実現に向け、国際保健島「トキ」をシンボルとして、「山〜川〜田(里山)〜生き物〜海」の整理型社会の構築を付加価値とした農林水産物等の販売につながる仕組みづくりに取り組んでいるが、島の漁業従業者は、平成15年から20年の間に約300人も減少し、水産業施策の取組における課題の一つとなっている。 このような中、島内のNPO法人が中心となり、岩海苔やサザエと並び、伝統的・代表的な特産品である佐渡ワカメを使った干しワカメのリキュール研究に取り組んでいる。 過疎・高齢化により漁業従業者の減少が加速する中、佐渡の強みである「海」を活かした取組を支援することにより、水産業、地域の活性化を目指す。			提案のご趣旨が、民宿や飲食店等における海産物を用いた自家製リキュールの提供と提供と、自己の営業場において飲用に供するため、課税済みの蒸留酒類と他の物品との混同を防止する場合には、一定の条件下、酒類の製造とみなさない特例措置が講じられ、製造免許を取得することなく、地域の特産物を用いた自家製リキュールの提供が可能であることから、まずはこうした制度の活用についてもご検討いただきたいと思います。 (注) 酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性の観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類が限定されているところである。	提案は709特産酒類の製造事業の拡充提案であり、自己の営業場での提供のみに留まらず、小売販売等も念頭に置いたものである。右の提案主体からの意見を踏まえ、提案の主旨が実現できるように再度検討し、回答されたい。なお、実態に即した必要水準として設けられているものであり、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類が限定されているところである。	民宿や飲食店等における提供については、モニタリング調査として実施を計画しており、その段ごの営業場での提供の提供も踏まえつつ、佐渡の海産物を活かした特産品としての流通を実現したい。 本提案は、急速に進む過疎・高齢化や人口減少による集落機能の崩壊、地域全体の活力が失われつつある現状を打開する一つの方向として、トキが舞島、周囲が約280kmに及ぶ豊かな山、海岸線、生物の多様性の高さ、美しい景観など、佐渡の自然の持つ環境のイメージを重ねた商品開発が必要であり、特に海産物を活用した地域産業の活性化を計画しているものである。		1 0 2 0 0 1 0	佐渡市	新潟県	財務省

07 財務省 非予算(特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁	
0720050	航空機騒音緩衝地域の土地について、市町村の無償自由使用を可として有効活用するための規制緩和	国有財産法第18条 防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律第7条 防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律第11条	周辺財産については、国有財産法、防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律に基づき、当該財産の用途又は目的を妨げない限り、無償使用許可を行っている。		防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律第7条及び同法施行令第11条に基づく、地方公共団体に「無償で使用させることができる」土地の使用について、現行では「①広場、②花壇、③雑草を育成するための施設、④駐車場、⑤消防に関する施設、⑥共用施設の建設に必要な資材又は機械器具を保管するための施設に限定されているが、施行令第11条に定める施設の使用を緩和し、市町村の裁量に応じた自由使用とするように願いたい。 また、「国有財産法」、「行政財産使用又は収益を有するものの取扱いの基準について(通達)」による、使用許可期間等の制限についても規制緩和を願いたい。	-当該土地は、航空機騒音の緩衝地帯として、必要不可欠であるが、使用用途が制限されているため、土地の有効活用の選択が非常に狭くなっている。また、民間から買入れる土地は年々増加しており、当該土地の固定資産税は減少しているが、固定資産税の代替的性質を有するとされている「国有提供施設等所在市町村助成交付金」は年々、減額されており、基地所在市町村の財政を圧迫している。 ・国にとっても、緑地帯の除草作業ほかの維持管理コストとして、松島基地周辺だけでも年間約1,000万円の財政支出を余儀なくされている。 ・土地の使用については、法の趣旨に基づく緩衝地帯としての機能を妨げない「スポーツ施設」や、将来的には「農業生産施設」としての活用など、市町村の裁量により自由で使用できることと、限りある国土の有効利用と維持管理コストの削減、基地周辺住民に対する民生安定など相乗的な効果が期待できる制度に改善されるよう提案する。	D		防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第7条に係る使用許可については、法令の規定に基づく無償使用であることから(防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律第7条参照)、使用許可期間を5年とすることができる。また、使用許可の相手方は当該地方公共団体に限られることから、「公算になじまない」と判断される場合「に該当する」と考えられるところ、必要に応じて5年を超えて更新を行うことが可能である。					1 0 2 6 0 1 0	東松島市	宮城県	財務省 防衛省
0720060	自然災害等による被災箇所の応急復旧等に係る賠償契約に関する見積り期間の例外化	予算決算及び会計令第74条	予算決算及び会計令第74条の規定に基づき、契約担当等は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならないとしている。ただし、急を要する場合には、その期間を5日までに短縮することができる。		建設業法施行令第6条における建設工事の見積り期間に関する規定及び予算決算及び会計令第74条の入札の公告期間の規定から、「自然災害等による被災箇所の応急復旧等に係る建設工事契約」を例外化する。 また、これに伴い「自然災害等による被災箇所の応急復旧等に係る建設工事契約」については、当初契約時点での請負代金を契約書に記載せず、精算払いを認める。	災害復旧等の緊急対応に係わる建設工事の契約手続き期間を短縮することで、発災後の即応性を高め、大規模な復旧作業の着手を迅速化して、住民生活の早期復興と防災力の向上を目的とする。 【提案理由】 近年、地球温暖化による気候変動の影響による見られる局地的短時間豪雨の発生件数が増加傾向にあり、水災害に加え、土砂災害発生リスクが高まっている。 加えて、東海地震や宮城県沖地震などのように、30年以内の大規模地震の発生確率が90%を超えると評価されていることから、防災対策に加え、災害に即応できる復旧体制を確立することが急務となっている。 その取組として、民間との応援協定(無償)締結を進めているが、被災規模が甚大な場合、無償協定での対応には限界があることから、緊急に建設工事契約を締結しようとした場合、これら規定が障壁となり、発災後の迅速な復旧作業を妨げているため。 (参考) 以下の規定により、緊急時でも建設工事の契約に際し、5日間の見積り期間が必要となっている。 「予決令第74条「～ただし、急を要する場合には、その期間を5日までに短縮することができる。」 建設業法施行令第6条「～五日以内に限り短縮することができる。」	E		予決令は、国が契約を行う場合を対象としており、地方公共団体が契約を行う場合は対象外であり、その場合には、地方自治法、建設業法その他の関連法令の定めに従うこととなる。 なお、国が行う契約については、不特定多数の者により公正な競争を実現するため、一般競争に付することを原則として、通常は10日間、急を要する場合には5日間の公告期間を設けることとしているが、災害等緊急の必要により競争に付すことができない場合においては会計法第29条の3第4項の規定により随意契約によることができることとしている。 また、国が行う契約において、政令の定めにより契約書の作成を省略することができる場合(予決令第100条の2)には省略が可能であるが、財政統制の観点から、金額の無制限な債務を負担することは認められないため、契約金額を定めない契約をすることはできない。	右の提案主体の意見を踏まえ、国の行う契約について、事後契約等の緊急契約の締結について再度検討し、回答されたい。	予決令が地方公共団体の行う契約に適用されないことは、予知しているところである。当県でも独自に検討を進めているところであり、同一地域内において、衆注(行政)機関の内閣等の違いによって、その応急復旧対応に差異が生じること、被災住民の視点から考えた場合に、望ましい状況であるとは考えにくい。 国土交通省から建設業法では、事後契約を許容している内容の回答があったが、国や自治体の契約では、会計法や地方自治法によって、事後契約を容認していないものと捉えている。住民生活に直結した出先機関を有する立場から、事後契約をはじめとした災害発生時の緊急契約の締結方法について、国として何らかの方針を示すことを検討していただきたい。	1 0 2 8 0 1 0	福島県	福島県	財務省 国土交通省		
0720070	米エタノールの工業用アルコール要件の緩和	アルコール事業法第2条第1項	国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、適正な対価(時価)なくして譲渡し若しくは貸し付けはならない(財政法第9条)。 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の事例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない(予算決算及び会計令第80条)。		主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第9条第1項により農林水産大臣の認定を受けた生産調整方針に基づき、工業用アルコール製造を目的として生産された米に限り、当該米を用いて製造したアルコールについては、飲用を目的とせず、製造過程に関する定期的な検査を市町村長が行うこと等を条件に、アルコール分が90度未満であっても、アルコール事業法第2条第1項に基くアルコール(工業用アルコール)として認めるよう措置されたい。	岩手県奥州市では、生産調整の結果転作を余儀なくされている水田が5,808ha(全水田の36.3%)存在する。この転作に際し、水田を水田のまま活用できることを重視し、本市では、平成16年度より転作田におけるエネルギー作物によるエタノール化を検討している。以来、継続的に米の固体発酵によるエタノール化の技術検証を行っており、原料コストを下げるため、平成18年度より効つき発酵試験を行っているほか、平成19年度より低コスト多収米の作付けを始めている。 一方、需要面では、E3燃料としての販売を検討しているが、十分な市場ではないE3燃料のみでは採算性が低く、事業化は困難との結論に至っている。 このため、工業用アルコール市場への参入を検討しているが、エタノール醸造では通常60～80%程度のアルコール度数であり、アルコール事業法に基づき90度以上とするためには、例えば消費用アルコールの主たる需要である70～80度程度のアルコールとして出荷する場合に比して、概算で2割程度のコスト増となってしまう。 工業用アルコールについては、アルコール事業法により流通段階でも厳しく管理されることとなっている。 このため、米の生産調整の政策目的を鑑み、生産調整による転作田を活用して生産される米エタノールについては、生産段階に市町村が関与し、認定、定期検査の実施等により不正が行われないことを担保することにより、90度未満の濃度のものでも工業用アルコールとしての出荷が可能となるような措置を提案するものである。これらの措置により水田農業の新たな展開と地域資源を活かした新産業創出・雇用創出が図られる。	E	ご提案の内容は、アルコール事業法の適用に関するものであると考えられる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、提案の主旨が実現できるように再度検討し、回答されたい。あわせて、酒税法に抵触しない不可飲用を施した、飲用としないアルコールとは、どのように処理されたものであるか、具体的に示されたい。	今回の提案は、90度未満のアルコールを工業用アルコール(飲用でないもの)利用したいというものである。 今回の回答では、飲用を目的としない場合であれば、酒税法の規制はかからないと認識している。 また、酒税法の規制(許認可等)がかかる場合、製造する米エタノールに不可飲用を施す(法第44条第3項対応)ことにより、酒税法の規制がかからなくなるという理解でよいのか。	1 0 3 8 0 1 0	奥州市、農事組合法人アグリテック、株式会社まちづくり奥州	岩手県	財務省 経済産業省			
0720080	開発予定地内の未利用国有地の売買額の弾力的運用	財政法第9条 予算決算及び会計令第80条	国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、適正な対価(時価)なくして譲渡し若しくは貸し付けはならない(財政法第9条)。 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の事例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない(予算決算及び会計令第80条)。		優良な宅地開発とするため、開発予定地内の未利用国有地の価格が実勢価格と合わない場合には、国有地の売買額を弾力的に運用をお願いする。	【実施内容】 開発予定地内の未利用国有地の価格が実勢価格と合わない場合には、国有地のみが未開発地とならないように、国有地の売買額の弾力的な運用をお願いする。 【提案理由】 市街地の開発予定地に国有地が含まれているが、田(現状地目)の鑑定評価額が高額(10a当たり約1130万円)で、その後行われた譲渡の売買価格(10a当たり約605万円)と著しい格差が発生している。このため、国有地の購入が進まず、一体開発(穴抜きの開発)ができずに、優良なまちづくりに影響が出ている。このことから、例えば一定規模(1haなど)の開発においては、周辺地権者と同等額で国有地を売買するなど、国有地売買額の弾力的な運用を望む。	E		国有財産の売却に当たっては、個々の財産の実情を踏まえ、適正な対価となるよう不動産鑑定士から鑑定評価額を徴し決定している。不動産鑑定士の鑑定評価作業の中で取引事例に個別の事情等がある場合には、これを踏まえ適正に補正した上で評価額に反映しているところである。 当該国有地の鑑定評価額は不動産鑑定士の鑑定評価に基づいた適正な価格であり、鑑定評価の後に行われた売買の実例と比較することは適当ではないと考える。			1 0 4 7 0 4 0	見附市 SmartWellnessCity構築プロジェクト	見附市	新潟県	財務省	

07 財務省 非予算(特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の種類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0720090	市町村への譲渡に係る国有財産法の弾力的運用	財政法第9条 国有財産法第28条 国有財産特別措置法第3条、第5条	国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、適正な対価(時価)なくして譲渡し若しくは貸し付けてはならない(財政法第9条)。 地方公共団体等が普通財産を公共性のある一定の用途に供する場合又は財産の管理費用を負担した場合には、譲与又は減額譲渡ができる。		市が実施する地域再生のための施設利用について、国有財産法の弾力的運用をお願いする。	【実施内容】 市が考える地域再生のための施設利用計画においても譲与等優遇対象施設なるように、国有財産法の譲渡について弾力的な運用をお願いする。 【提案理由】 旧新潟地方支庁見附出張所は、市役所の隣接に位置し、平成20年に国出先機関の統合により空室となっている。本施設を有効利用することで、市街地環境の向上を図り地域再生のための拠点施設として、 現行法では、優遇対象施設が具体的に示されており、まちづくりや地域再生のための施設として計画した場合は、優遇措置が受けられないため、市及び市民の財政的負担が大きくなる。弾力的な運用をお願いする。	C	普通財産を譲渡する場合には、代金(時価)を徴収することが原則であり、無償又は減額とすることは、財政法第9条の規定により、法律に特別の定めがなされた場合にのみ例外的に認められており、国有財産法等において限定的に規定されている。 本件財産は、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第5条に規定する特定国有財産整備計画に掲げられている財産であることから、優遇措置を適用せず、全面積を時価売却することが制度上必要であり、優遇措置の弾力的運用を行うことは困難である。 なお、特区・地域再生に係る提案については、今後の「特区・地域再生集中交付」募集要項において、「単に税財源措置の優遇を求めるものは、対象となりません。」とあり、本提案は検討要請の対象とはなり得ない。		見附市 SmartWellnessCity構築プロジェクト	1 0 4 7 1 2 0	見附市	新潟県	財務省		
0720100	国際コンベンションに参加するために入国する者の入国手続き等のサポートのための国際線到着エリア等への立入りにかかる制度化	なし	国際線到着エリア、入国審査場及び税関検査場への立入りに関しては、テロの未然防止、出入国管理及び不正薬物の流入阻止等の観点から、原則として、入国旅客以外の者に対してはその立入りを認めていない。なお、国際行事等の場合、関係省庁からの便宜供与依頼に基づき、航空保安上、出入国管理上及び密輸取締上支障がない範囲において送迎のための立入りを認めている。		国際会議等の関係者の出入国手続き臨時専用レーン設置の制度化及び到着ゲートから入国手続きを簡素化するとともに、案内・接遇のための旅具検査場への立ち入りに対して許可を求めらる。 (2)国際コンベンション関係者の誘導のため、到着ゲート等へ人を配置することについて	大規模な国際会議の誘致にあたっては、受入態勢の一環として国際空港でのゲートから市内の会場・宿泊施設までの迅速・快適な誘導が求められる。 特に規制区域である空港の到着ゲートから入国審査・旅具検査場など入国までの誘導が必要とされるが、一般参加者の誘導のための人的配置が認められていない状況である。 構造改革特区の第11次提案において、国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置との提案に対して、「国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間帯等の情報を受けた上で、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーンを設けることとする。」とされた。 しかし、国際会議の誘致にあたっては、臨時専用レーンの設置などを誘致の段階でPRできなければ効果がない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから個々の航空会社に対して確実な誘導を依頼することは困難である。 このことから、大規模な国際会議にあたっては関係者の出入国手続き臨時専用レーン設置など内容の充実がポイントとなっており、制度化されていない日本は不利になっている。 また、大規模な国際会議では出席者を到着ゲートから入国審査・旅具検査場まで誘導するためには、誘導のために人を配置する必要があるが、現状では特別な事例を除いて許可されていない状況である。これについても、大規模な国際会議の誘致にあたっては、人的配置が可能となるように制度化が必要である。	C	国際線到着エリア、入国審査場及び税関検査場等のいわゆる「立入制限区域」は、航空保安上、出入国管理上及び密輸取締上の観点から設けているものである。このため、送迎のための立入りの制限緩和は、確実な航空保安、出入国管理、密輸取締を確保できなくなる虞れがあり、これを制度化することは適当ではない。なお、現状でも、国際行事等の場合、関係省庁からの便宜供与依頼に基づき、航空保安上、出入国管理上及び密輸取締上支障がない範囲内において送迎のための立入りを認めている。	右の提案主体の意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	海外重要賓客については、利用する航空会社の立入制限区域内への案内が期待できるが、Sibos2012のような大規模な国際コンベンションについては、海外参加者の利用する航空会社が多数にわたり、航空会社すべての協力を得ることは困難であり、地元関係者によるサポートが必要となる。シンガポール等ではこうしたサポートが大規模国際コンベンション誘致のためのインセンティブとして重要な役割を果たしており、MICE誘致に取り組むのが国としてもその実現が望まれる。こうした観点から、立入制限区域の趣旨を損なわない方策として、制限区域への立入者の資格明確化など、事前手続等を整備することにより、制度の実現を図らねばならない。	1 0 5 7 0 3 1	大阪府	大阪府	財務省 国土交通省		
0720110	国際コンベンションに参加するために入国する者の入国手続き等のサポートのための国際線到着エリア等への立入りにかかる制度化	なし	国際線到着エリア、入国審査場及び税関検査場への立入りに関しては、テロの未然防止、出入国管理及び不正薬物の流入阻止等の観点から、原則として、入国旅客以外の者に対してはその立入りを認めていない。なお、国際行事等の場合、関係省庁からの便宜供与依頼に基づき、航空保安上、出入国管理上及び密輸取締上支障がない範囲内において送迎のための立入りを認めている。		Sibos2012等大規模コンベンション参加者の入国サポートのための空港規制区域内への案内者配置、入国審査専用レーン設置を可能とする制度の創設 (2)国際コンベンション関係者の誘導のため、到着ゲート等へ人を配置することについて	①現状 シンガポール、香港など国際コンベンション誘致に積極的により、各国・地域では、大規模な国際コンベンション参加者について、機内から入国手続き審査場までの案内者の配置、審査手続きの専用レーンの設置などを実現し、スムーズな入国をサポートすることで、国際コンベンション誘致の重要な施策としているが、我が国では、こうした柔軟な措置がとれていない。 ②問題点 構造改革特区の第11次提案において、国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置との提案に対して、「国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間帯等の情報を受けた上で、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーンを設けることとする。」とされているが、臨時専用レーンの設置などを誘致の段階でPRできなければ誘致効果が得られない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから個々の航空会社に対して確実な誘導を依頼することは困難である。 ③解決策 大規模な国際コンベンションの誘致にむけて、一定の規模、条件を満たすコンベンションについては、その参加者の出入国手続きを簡素化するための臨時専用レーン設置、到着ゲートから入国審査・旅具検査場まで誘導するための案内者の配置を可能とする制度を創設する。 ④効果 世界最大規模の国際金融関係会議であるSibos2012の地元への経済波及効果は約100億円とされているなど、誘致実現による経済効果がきわめて高く、これまで英語圏のみで開催されてきたこれら大規模コンベンションの日本開催することにより、我が国の国際化が大きく促進する。	C	国際線到着エリア、入国審査場及び税関検査場等のいわゆる「立入制限区域」は、航空保安上、出入国管理上及び密輸取締上の観点から設けているものである。このため、送迎のための立入りの制限緩和は、確実な航空保安、出入国管理、密輸取締を確保できなくなる虞れがあり、これを制度化することは適当ではない。なお、現状でも、国際行事等の場合、関係省庁からの便宜供与依頼に基づき、航空保安上、出入国管理上及び密輸取締上支障がない範囲内において送迎のための立入りを認めている。	右の提案主体の意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	海外重要賓客については、利用する航空会社に立入制限区域内の案内を期待できるが、Sibos2012のような大規模な国際コンベンションについては、海外参加者の利用する航空会社が多数にわたり、航空会社すべての協力を得ることは困難であり、地元関係者によるサポートが必要となる。シンガポール等ではこうしたサポートが大規模国際コンベンション誘致のためのインセンティブとして重要な役割を果たしており、MICE誘致に取り組むのが国としてもその実現が望まれる。こうした観点から、立入制限区域の趣旨を損なわない方策として、制限区域への立入者の資格明確化など、事前手続等を整備することにより、制度の実現を図らねばならない。	1 0 6 6 0 7 1	大阪府	大阪府	財務省 国土交通省		